平成２７年（フ）第１５２号
福島県郡山市神明町６番４号　三慶第２マンション１―10号
債務者　神定　賢治
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８号
福島県郡山市神明町15番17号　チサンマンション神明町1202号
債務者　渡辺　貴美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９号
神奈川県横須賀市池上３丁目６番Ｂ―309号
債務者　齋藤　和彦
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１３号
神奈川県横須賀市本町２丁目21番地　神野アパート201
債務者　佐々木彩乃
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１７号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目81番20号
債務者　笠原　　彰
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５１３号
神奈川県小田原市**蓮**正寺511番地の１　アクシス101
債務者　前田　嘉久
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４０号
神奈川県小田原市酒匂１丁目23番１号　シャトー酒匂106
債務者　牧　　総一
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４１号
神奈川県小田原市酒匂１丁目23番１号　シャトー酒匂106
債務者　牧　　**静**子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６６号
神奈川県厚木市上依知2379番地２
債務者　直井　　健
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１３号
神奈川県秦野市寺山339番地の６、前住所神奈川県秦野市蓑毛344番地の12
債務者　中戸　謙治
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４号
神奈川県秦野市寺山339番地の６、前住所神奈川県秦野市蓑毛344番地の12
債務者　中戸　惠子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６９号
神奈川県厚木市まつかげ台２番２号
債務者　竹岡久美子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１３号
広島県福山市大谷台３丁目11番１号
債務者　宮崎　義智
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２０号
佐賀市白山１丁目９番４号　ツカハラアパート２号
債務者　塚本　善行
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
熊本市中央区魚屋町３丁目10番地　サンハイツ五福５－Ｅ、前住所熊本県上益城郡嘉島町大字上島1970番地２　ビバーチェ201
債務者　宮島　直恵
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
山口県下松市古川町４丁目１番３号
債務者　弘中　真子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２１号
静岡県磐田市一言613番地２
債務者　村松　　聡
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係